

介護報酬に関する事業者団体ヒアリング及び 意見公募の実施について（実施要領）

平成14年1月25日

厚生労働省 老健局老人保健課

社会保障審議会介護給付費分科会では、平成15年4月からの第2期介護保険事業計画期間スタートにあわせた、介護報酬の見直しに向けて、現在、個々の論点について審議を行っているところですが、今般、当分科会として、介護報酬に関する意見をより広く把握し、今後の審議に資するため、事業者団体ヒアリング及び意見公募を実施することといたしました。

1. 事業者団体ヒアリングについて

(1) 対象

介護保険サービスを提供する事業者の団体であって、介護報酬に関する意見について、介護給付費分科会の場で意見陳述を希望するもの

(2) ヒアリング申請の要領及び受付期間

ヒアリングを希望する事業者団体は、下記の【ヒアリング申請書様式】により、郵送、ファックス又は電子メールにより申請書を提出して下さい。

受付期間は、平成13年1月28日（月）から同年2月27日（水）まで（必着）とします。

(3) ヒアリング実施団体の選定・発表

分科会としてヒアリングを実施する団体は、申請団体の中から分科会長が選定した後、ヒアリング実施前に分科会にて発表いたします。

(4) ヒアリング方法

選定された団体には別途連絡いたしますが、本年4月頃、東京都内で開催する分科会の会場にて、各団体1～2名程度出席いただき、意見陳述いただく予定です。

(5) 申請書の公表

ヒアリングが実施されなかった分を含め、提出された申請書は、原則として、分科会の場において配布し、公表いたします。

2. 意見公募について

(1) 対象

介護保険サービスを提供する事業者、事業従事者、保険者、利用者・家族等の個々の事業者や個人、これらの団体等

(2) 意見公募の要領及び受付期間

応募者は、下記の【意見公募様式】により、郵送、ファックス又は電子メールにより意見書を提出して下さい。

受付期間は、平成13年1月28日（月）から同年2月27日（水）まで（必着）とします。

(3) 意見の公表

提出された意見は、原則として、事業者団体ヒアリングの実施時期と同時期に、分科会の場において配布し、公表いたします。

(4) その他

御意見に対しての個別の御回答はいたしかねますので、御了承願います。

3. ヒアリング申請書及び意見公募の提出先

○ 郵送の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省 老健局老人保健課

○ ファックスの場合

ファックス番号： 03-3595-4010

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：KAIGOH@mhlw.go.jp

※ 電子メールの場合、ヒアリング申請様式、意見公募様式は、一太郎（バージョン11及びこれ以前のバージョン）、ワード（2000年版及びこれ以前のバージョン）、又はテキスト形式のいずれかにより、提出願います。

4. 問い合わせ先

厚生労働省 老健局 老人保健課 寺本、伊藤

（TEL：03-5253-1111 内線3941, 3948）

【ヒアリング申請書様式】（A 4 版 タテ、2 枚以内）

冒頭に「介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）」と記載

○団体の名称

○団体の代表者の氏名

○団体の概要（目的、組織構成、事業又は活動の内容）

○意見内容

（注）

- ・ 上記事項は分科会にて公表いたします。
- ・ 上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - ファックス番号
 - 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

【意見公募様式】（A 4 版 タテ、1 枚以内）

冒頭に「介護報酬に関する意見（意見公募）」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

○個人の場合：

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 介護サービス利用者本人 | 2. 利用者の家族 |
| 3. 介護事業サービス関係者（ | 4. その他 |

○団体の場合：事業又は活動の内容

○意見内容

（注）

- ・ 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・ 上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。